

# 農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース設置要領

令和5年12月27日

農林水産省

## 1. 趣旨

農林水産省では、物流2024年問題に対応して、農林水産品・食品の物流を確保するため、国土交通省、経済産業省その他の関係府省と一体となって「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で策定された「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日）や「物流革新緊急パッケージ」（令和5年10月6日）に基づく施策の推進に取り組んできた。

今後、全国各地・各品目の物流確保に向けた取組や更なる物流効率化、関係者の負担軽減に向けた取組を幅広い関係者と協力して推進していくため「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」（以下「TF」とする。）を設置する。

## 2. 活動内容

TFは、農林水産省物流対策本部（令和5年12月設置）の指揮の下で、具体的な物流課題への対処を担う。

- （1）全国各地の農林水産品・食品の物流問題に関する相談の受け付け
- （2）全国各地の現場へのTFメンバーの派遣
- （3）全国各地の物流問題に係る具体的な改善策の実施
- （4）全国各地の先進・優良事例の情報発信

## 3. 構成及び運営

- （1）TF長は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）とする。
- （2）副TF長は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長とする。
- （3）TFメンバーは農林水産省の関係局庁の部長・審議官クラスの者等とし、賛助メンバーは関係団体等とする（別紙）。
- （4）賛助メンバーのほか、必要に応じて協力を行う意思のある関係団体等は、事務局に登録の上、TFに参加することができる。
- （5）TFの事務局は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課とする。

## 4. その他

この設置要領に定めるもののほか、TFの運営に関する事項その他必要な事項は、TF長が定める。

農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース（TF）構成

TF 長 : 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

副 TF 長 : 大臣官房新事業・食品産業部長

メンバー : 大臣官房輸出促進審議官（兼輸出・国際局）  
大臣官房生産振興審議官（兼農産局）  
大臣官房審議官（兼消費・安全局）  
大臣官房審議官（兼畜産局）  
大臣官房審議官（兼経営局）  
大臣官房審議官（兼農村振興局）  
農産局農産政策部長  
農林水産技術会議事務局研究総務官  
林野庁林政部長  
水産庁漁政部長  
東北農政局次長  
関東農政局次長  
北陸農政局次長  
東海農政局次長  
近畿農政局次長  
中国四国農政局次長  
九州農政局次長  
北海道農政事務所次長  
内閣府沖縄総合事務局総務調整官  
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門所長

賛助メンバー : 全国農業協同組合連合会  
ホクレン農業協同組合連合会  
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会  
一般財団法人食品産業センター  
一般社団法人日本加工食品卸協会  
一般社団法人日本スーパーマーケット協会  
一般社団法人全国木材組合連合会  
一般社団法人大日本水産会  
公益社団法人全日本トラック協会  
日本貨物鉄道株式会社  
一般社団法人日本旅客船協会  
一般社団法人日本長距離フェリー協会  
日本内航海運組合総連合会

【順不同】